

船舶事故調査報告書

平成25年5月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年12月13日 14時15分ごろ
発生場所	鹿児島県南さつま市片浦漁港南方の祓川河口 南さつま市所在の片浦港灯台から真方位160° 1,300m付近 (概位 北緯31° 24.6′ 東経130° 11.2′)
事故調査の経過	平成24年12月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 幸栄丸、0.7トン KG3-32464（漁船登録番号）、個人所有 6.93m (Lr) × 2.19m × 0.44m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数25、平成4年4月29日
乗組員等に関する情報	船長 男性 57歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年8月31日 免許証交付日 平成24年8月31日 (平成29年8月30日まで有効)
死傷者等	重傷 1人（甲板員）
損傷	プロペラ翼を曲損
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、一本釣り漁を行ったのち、係留場所がある祓川河口の北方沖に至った。 船長は、祓川河口の中央部が土砂で浅くなっており、高潮時ごろでないと係留場所の前面で船を反転させることができないので、係留場所まで約50mの所で反転し、後進で係留場所に接近した。 船長は、本船の左舷船尾に座って舵棒を持ち、海底が見えていたので、船内外機のドライブユニットを少しチルトアップしてプロペラの下端を水面下約50～60cmとし、後進約1～2ノットの速力で係留場所に接近中、本船は、平成24年12月13日14時15分ごろ、係留場所から約7～8m沖でプロペラ翼が海底に接触して「ガギッ」という音がし、乗り揚げた。 船尾甲板にいた甲板員は、本船が乗り揚げた際の船体の揺れで落水し、本船のプロペラに接触して両足下腿部の裂傷を負ったが、自力で

	<p>歩いて岸壁に上がり、船長が手配した救急車で病院に搬送された。</p> <p>船長は、本船が乗り揚げた状態であったので、高潮を待ったのち、本船を左右に揺らして離礁し、自力で着岸した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期</p>
その他の事項	<p>船長は、平成24年4月から漁業に従事することとなり、地元漁業協同組合の正組合員の資格がないため、本船を片浦漁港に係留することができず、自宅前の祓川河口に出船状態で係留していた。</p> <p>甲板員は、漁場からの帰航中、船首甲板に座っていたが、係留場所に後進で接近するようになってから、海底の状況を船長に知らせるために船尾甲板に移動し、中腰の状態から突き出たドライブユニットや海底の状況を見ていた。</p> <p>発生場所の底質は、砂で数個の岩が散在していた。</p> <p>船長及び甲板員は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、祓川河口において、係留場所に向けて後進で接近中、河口の浅瀬に向かって航行したことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、祓川河口において、係留場所に向けて後進で接近中、河口の浅瀬に向かって航行したため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水深の浅い海域を航行する際は、高潮時に航行すること。